

十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の融和と連帯意識の高揚を図り、併せて地域住民の福祉の向上に寄与するため、地域住民の集会の場として設ける施設（以下「集会施設」という。）の建設等に要する費用に対し、予算の範囲内において助成するものとし、その実施に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(助成の種類)

第2条 助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) 十日町市地域集会施設建設費等補助金（以下「補助金」という。）
- (2) 十日町市地域集会施設建設費等融資（以下「融資」という。）

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、地域住民で組織し、集会施設を建築又は購入（以下「集会施設の建築等」という。）、修繕又は解体をしようとする団体とする。

(補助対象事業及び交付額)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める集会施設の建築等、修繕又は解体とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内で、別表の交付基準により算出した額とする。ただし、この告示により過去に補助金の交付を受けた事業にあつては、原則として再度、補助対象事業とすることはできない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、十日町市地域集会施設建設費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計書、見積書、図面、現状写真、仕様書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申

請しなければならない。ただし、申請時において当該金額に係る消費税等仕入控除税額を明らかにできない旨の申出があったときは、この限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、十日町市地域集会施設建設費等補助金交付決定通知書（様式第2号）を、適当でないと認めるときは、十日町市地域集会施設建設費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の総事業費の10分の2を超える減額を伴う事業内容の変更をしようとするときは、十日町市地域集会施設建設費等補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として変更を認めない。

- (1) 事業の対象となる施設の変更
- (2) 別表に規定する事業の種類の変更
- (3) 補助事業費の増額を伴う変更

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容が適正であるか審査し、変更を認める場合は、十日町市地域集会施設建設費等補助金変更承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

(事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、やむを得ず補助対象事業を中止又は廃止するときは、十日町市地域集会施設建設費等補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容が適正であるか審査し、中止又は廃止を認めるときは、十日町市地域集会施設建設費等補助金中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、十日町市地域集会施設建設費等補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事請負契約書の写し又は請求書の写し等契約書に代わるもの
- (3) 工事前後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書きにより交付申請した補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む）、その金額を消費税等額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告し、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合は、当該金額を返還しなければならない。

（補助金の額の決定）

第10条 市長は、第9条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、十日町市地域集会施設建設費等補助金額確定通知書（様式第10号）により、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、十日町市地域集会施設建設費等補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求の内容が適当であると認めたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、規則第15条第1項各号に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業の遂行にあたり重大な法令違反があったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の取消しの決定を行った場合には、その旨を十日町市地域集会施設建設費等補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、当該決定の日から起算して15日以内の期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(融資対象)

第15条 融資の対象は、第3条に規定する助成対象者が必要とする集会施設の建築等及び集会施設の用に供する土地の購入又は大規模修繕に要する資金とする。

(融資条件)

第16条 融資の条件は、次に定めるところによる。

(1) 融資の限度額

ア 集会施設の建築等又は大規模修繕の場合

総事業費のうち市長が査定した額から補助金、寄附金、自己資金等の額を差し引いた額

イ 集会施設の用に供する土地を購入する場合

購入代金について市長が査定した額から自己資金等を差し引いた額

(2) 融資利率 年利2.40パーセント

(3) 貸付期間 10年以内

(4) 返済方法 毎月元金均等償還

(取扱金融機関)

第17条 融資は、次に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が行う。

(1) 魚沼農業協同組合（市内本店及び各支店）

(2) 株式会社第四北越銀行（市内各支店）

(3) 株式会社大光銀行（市内各支店）

(4) 新潟県信用組合（市内各支店）

(資金の預託)

第18条 市長は、予算の範囲内において融資する資金の一部を取扱金融機関に預託するものとし、預託する資金（以下「預託金」という。）の運用及び償還については、市と取扱金融機関との間に覚書を交わすものとする。

(申込方法)

第19条 融資を受けようとする者は、借入れを希望する取扱金融機関から融資の適否の調査を受けた後に、当該取扱金融機関が定める申込書に市長が発行する十日町市地域集会施設建設費等融資適格証明書（様式第13号。以下「証明書」という。）を添付し、当該取扱金融機関に提出しなければならない。

(証明書の交付申請)

第20条 証明書の交付申請は、十日町市地域集会施設建設費等融資適格証明書交付申請書（様式第14号）を2部市長に提出するものとする。

(証明書の交付)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、融資が適当と認められるものについては、申請者に証明書を交付し、融資が不適当と認められたものについては、その旨を申請者に報告するものとする。

(取扱金融機関の融資連絡)

第22条 取扱金融機関は、融資の決定をしたときは、その旨を市長に報告（様式第15号）するものとする。

（貸付手続）

第23条 融資手続、返済方法等は、この告示に定めるもののほか、取扱金融機関の一般の融資手続による。また、融資についての責任は、すべて取扱金融機関が負うものとする。

（事業完了報告）

第24条 この融資を受けた助成対象者は、当該融資に係る事業が完了したときは、速やかに十日町市地域集会施設建設費等融資事業完了報告書（様式第16号）により必要書類を添付して市長に報告しなければならない。

（貸付状況報告）

第25条 取扱金融機関は、毎年度末時点での貸付状況を、翌年度4月末までに、十日町市地域集会施設建設費等融資事業状況報告書（様式第17号）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第25条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

| 集会施設補助金交付基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|--------|--------------|--------|-----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|---------------------|
| 補助対象事業 | <p>(1) 建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「建築基準法」という。）第2条第13号の規定による、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。）</p> <p>(2) 購入（既存の建物又は土地を購入することをいう。）</p> <p>(3) 修繕（劣化や破損した部分の機能を元に戻すことをいう。）</p> <p>(4) 大規模修繕（建築基準法第2条第14号の規定による、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上について行う過半の修繕をいう。）</p> <p>(5) 解体（建物を取り壊すことをいう。）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象事業費 | <p>(1) 建築本工事費（集会施設の建築又は大規模修繕に限る。）</p> <p>(2) 建築本工事の附帯工事費（電気、給配水、衛生、防火等の各設備の工事に限る。ただし、建築及び大規模修繕の場合は空調の工事も含む。）</p> <p>(3) 購入する場合は、建物及び土地の購入代金（土地は、建物と同時に購入する場合に限る。）</p> <p>(4) 集会施設の維持管理上、必要と認められる修繕又は附帯施設の整備、修繕等に係る経費。ただし、ガラス、畳、襖、電球等の消耗品、空調設備の取替えに係る経費は除く。</p> <p>(5) 解体工事費（集会施設の取壊し及び廃材処分を含む整地に要する経費とし、建物内の残存物の撤去に要する経費を除く。）</p> <p>ただし、上記(1)～(5)に対して他の補助金、交付金、補償金等がある場合は、その額を控除した額とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の額 | <p>次に掲げる額を合算して得た額の範囲内とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 補助対象経費の40%に相当する額とし、その上限を800万円とする。</p> <p>(2) 次の表に定める加算率により算出した額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政区世帯数</th> <th style="text-align: center;">補助金の加算額（加算率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の100%</td> </tr> <tr> <td>11世帯以上15世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の90%</td> </tr> <tr> <td>16世帯以上20世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の70%</td> </tr> <tr> <td>21世帯以上25世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の50%</td> </tr> <tr> <td>26世帯以上30世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の20%</td> </tr> <tr> <td>31世帯以上35世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の15%</td> </tr> <tr> <td>36世帯以上40世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の10%</td> </tr> <tr> <td>41世帯以上45世帯以下</td> <td>上記(1)の規定により算出した額の5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 行政区世帯数は、当該年度の4月1日現在の数</p> <p>※ 補助対象事業費(4)に規定する経費において、補助金の額が、補助対象事業費から当該行政区の世帯数に35,000円を乗じて得た額を減じた額に満たない場合は、その差額分を同項に規定する補助金の額に加算するものとする。</p> | 行政区世帯数 | 補助金の加算額（加算率） | 10世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の100% | 11世帯以上15世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の90% | 16世帯以上20世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の70% | 21世帯以上25世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の50% | 26世帯以上30世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の20% | 31世帯以上35世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の15% | 36世帯以上40世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の10% | 41世帯以上45世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の5% |
| 行政区世帯数 | 補助金の加算額（加算率） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11世帯以上15世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16世帯以上20世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21世帯以上25世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26世帯以上30世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31世帯以上35世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の15% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36世帯以上40世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41世帯以上45世帯以下 | 上記(1)の規定により算出した額の5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第3号（第6条関係）

十企第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域集会施設建設費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった十日町市地域集会施設建設費等補助金について、不交付となりましたので、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

（不交付の理由）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所：

申請者：

集落名：

代表者：

十日町市地域集会施設建設費等補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 対象施設名称

2. 当初事業計画からの変更内容

3. 添付書類

(1) 収支予算書

(2) 設計書、見積書、図面、現状写真、仕様書等

様式第5号（第7条関係）

十企第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域集会施設建設費等補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助対象事業について、下記のとおり変更承認することに決定したので、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 変更後の補助金の額 金 円
2. 補助金の交付対象となる内容は、変更承認申請書の記載のとおりとする。
3. 補助金交付の条件は、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱の定めるところによる。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所：
申請者：
集落名：
代表者：

十日町市地域集会施設建設費等補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け十企第 号で補助金の交付決定通知があった補助対象事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第8条の規定により申請します。

記

1. 対象施設名称
2. 中止（廃止）の理由
3. 中止の期間または廃止の時期
4. 添付資料
 - ・ 十日町市地域集会施設建設費等補助金交付決定通知書

様式第7号（第8条関係）

十企第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域集会施設建設費等補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）承認の申請があった補助対象事業について、申請のとおり承認することに決定したので、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第8条の規定により通知します。

十日町市長 様

住 所：
申請者：
集落名：
代表者：

消費税等額の確定に伴う報告書

年 月 日付け十企第 号で交付決定のあった補助対象事業について、十日町市
地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（交付決定額、交付額確定後の場合は交付額決定通知書に記載の確定額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税等額の申告により確定した当該補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）
金 円

【仕入控除税額が0円の場合の理由】※該当する項目に○

| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 消費税の申告義務がない |
| <input type="checkbox"/> | 簡易課税方式で申告している |
| <input type="checkbox"/> | 消費税法別表第3に掲げる法人であって特定収入割合が5%を超える |
| <input type="checkbox"/> | 補助対象事業費が非課税仕入及び不課税仕入（人件費等）のみである |
| <input type="checkbox"/> | その他（ ） |

4 添付書類

- ※ 申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要
- ・消費税確定申告書の写し
 - ・当該補助金に係る消費税仕入控除税額が分かる書類

様式第10号（第10条関係）

十企第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域集会施設建設費等補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第10条の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------|---|-----|
| 1. 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 確定額 | 金 | 円 |
| 3. 交付予定日 | 年 | 月 日 |

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所：
申請者：
集落名：
代表者：

十日町市地域集会施設建設費等補助金交付請求書

年 月 日付け十企第 号 で補助金額確定通知のあった標記補助金
について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 振込先口座

| | | | | | | | | | |
|--------|--------------------------|----------|--|--|--|--|--|--|----|
| 金融機関 | 銀行 農協 信用組合 信用金庫 | | | | | | | | 支店 |
| 預金種目 | 普通・当座 | 口座 番号 | | | | | | | |
| (フリガナ) | | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | | |

様式第 12 号（第 13 条関係）

十企第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域集会施設建設費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け十企第 号で交付決定した補助対象事業について、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第 13 条の規定により、下記のとおり交付決定の一部（全部）を取り消すことに決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
（うち交付決定を取り消す金額 金 円）

2. 取消の内容

3. 取消の理由

4. 補助金返還期限 年 月 日

5. その他

交付済の補助金を返還期限までに納付しなかったときは、十日町市補助金等交付規則第 17 条の規定により延滞金を徴収します。

様式第13号（第19条関係）

十企第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域集会施設建設費等融資適格証明書

住所

氏名

融資金額 金 円

内容

上記の者は、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱に定める基準に適合するので証明する。

ただし、今後、工事請負契約等により計画の事業費に変更が生じ、上記融資金額の変更を伴う場合は、早急に市長に報告することとする。

様式第14号（第20条関係）

十企第 号
年 月 日

十日町市長 様

住 所：
申請者：
集落名：
代表者：

十日町市地域集会施設建設費等融資適格証明書交付申請書

地域集会施設建設資金の融資を受けたいので、十日町市地域集会施設建設費等助成事業実施要綱第20条の規定により証明書の交付を申請します。

1. 申請金額 金 円
2. 資金の使途
3. 借入期間
4. 希望金融機関
5. 資金計画
 - (1) 所要資金総額 金 円
 - (2) 融資希望額 金 円
 - (3) 自己調達額 金 円
 - (4) その他 金 円
6. 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 設計図、見積書、図面、現状写真、仕様書等

様式第15号（第22条関係）

年 月 日

十日町市長 様

所在地 :

金融機関名 :

代表者 :

地域集会施設建設資金について、次のとおり融資を決定したので報告します。

1. 融 資 先

2. 融 資 金 額

3. 融資予定日

4. 融 資 期 間

様式第16号（第24条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所：

申請者：

集落名：

代表者：

十日町市地域集会施設建設費等融資事業完了報告書

年 月 日付けで融資決定のあった十日町市地域集会施設建設費等融資事業が完了しましたので、関係書類を添付し、報告します。

1. 対象施設

2. 融資金額 円

3. 添付書類

・支払いを証明するもの（領収書の写し等）

様式第17号（第25条関係）

十日町市地域集会施設建設費等融資事業状況報告書

（ 年 3 月末時点）

（単位：円）

| | 申込み | | 貸付 | | 償還 | | 貸付残高 | |
|------|-----|----|----|----|----|----|------|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 前年度末 | | | | | | | | |
| 今年度末 | | | | | | | | |

融資先内訳

| 融資先名 | 住所 | 貸付年月日 | 期間 | 完済予定日 | 貸付金額 |
|------|----|-------|----|-------|------|
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |

返済完了内訳

| 融資先名 | 住所 | 貸付年月日 | 期間 | 完済年月日 | 貸付金額 |
|------|----|-------|----|-------|------|
| | | | | | |

上記のとおり報告します。

年 月 日

金融機関名 _____ 印

記入者名 _____

十日町市長 様